

生活環境

(1)水道

水道に関する届け出

- ①水道使用届⇒新築や引っ越しで新たに水道を使うとき。
- ②中止廃止届⇒引っ越しや家の取り壊しで水道を使わなくなったとき。
- ③変更届⇒使用者や所有者が変わったとき。

なお、季節で使用している箇所についても連絡が必要です。

料金の支払い方法

検針は毎月3日～21日(地区によって異なります)に検針し、料金は翌月に以下の方法でお支払いいただけます。

①納付書による方法

送付された納付書を、役場窓口か、町内の金融機関、道内郵便局、納付書に記載されているコンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。

②口座振替による方法

お客様の預金口座から自動的に水道(下水道)料金を差し引いてお支払いいただく方法です。手続きは、町内にある金融機関(郵便局も含む)の本支店で行っています。

③集金による方法

集金人が毎月10日過ぎより隨時お伺いし、お支払いいただく方法です。

なお、納期は毎月25日で、料金を4ヶ月以上納めていない場合は、給水を停止します。

※地区によっては、集金を取り扱っていない所もあります。詳しくは、上下水道課業務係までお問い合わせください。

建設水道部
上下水道課業務係



給水工事(故障・漏水・凍結・修理)をするときは

町が指定した下記業者へ直接お申込ください。
(借家の場合は、大家さんまたは管理人を通じて連絡してください。)

休日など急を要する場合の問い合わせ先
⇒役場警備(73-3111)又は直接下記の町指定業者へ

[指定業者・中標津町内分記載]

奥村工業株	☎72-3814
高和設備工業株	☎73-2711
㈱三和設備工業	☎72-1548
大標熱学(有)	☎72-4304
(有)細谷設備	☎78-2626
㈱熊谷工業	☎72-5910
㈱ナカセツ	☎77-9442
㈱渡部設備	☎72-1211
ガス・テック㈱	☎78-8010
他に町外指定業者	13社

(平成26年3月12日現在)

異常あれこれ

①赤い水が出る⇒給水管の中のサビが流れ出したものです。しばらく水を出しておくときれいになります。

②白い水が出る⇒水道管の中の空気が、たくさん小さな泡になって含まれたものです。しばらく水を出しておくと澄んできます。

③変な音がでる⇒蛇口を閉めたとき、“ドン”と音が出るのは、管の中の圧力が急変するためです。

④水の出が悪い⇒給水管が古くなり、内部がサビて水を通しにくくなっていたり、ボイラーや温水器が設置されている場合は、減圧弁がサビ等で閉塞されていますので、町の指定業者へ連絡し、清掃点検をしてください。

建設水道部
上下水道課水道係

個人の給水管について

水道本管より分岐された給水管については、個人の所有物ですので、この部分での漏水または故障修理費用は個人の負担となります。また、新築・増改築で水道メーターを使用される場合、口径φ20mm以下のメーターは、町より貸し付けしますが、口径φ25mm以上のメーターについては、個人の負担となります。なお、取付工事費は口径に関わらず個人の負担となります。

**建設水道部
上下水道課水道係**

凍結にご注意を！

厳寒期になると給水管が凍結しますので、住宅基礎についている換気口を閉めてください。さらに、外気温がマイナス4度以下になるときは、水抜きを行ってください。また、旅行等で家を留守にし、長期間水道を使用しない場合も水抜きをするようしましょう。

悪質な訪問販売にご注意を！

最近、ご家庭に役場から委託されている業者のごとく偽って、高価な浄水器を売りつけたり、給排水管の清掃を勧めたりする悪質な訪問販売が多発しています。役場上下水道課では、浄水器の委託販売や給排水管の清掃は実施していません。ご不審に思われたときには、身分証明書の提示を求めるなど確認を取り、その契約内容・無料か有料かを必ず確認してください。不必要なときは「必要ない」とはっきり断りましょう。

水道管の位置確認を！

住宅回りに塀や車庫等を築造しようとする方は、予め水道管（本管及び給水管）の位置を確認し、掘削機械による切断事故を起こさないように、また、将来の維持管理に支障とならないように水道の近くを避けて工事をしてください。

(2)下水道

下水処理区域とは

下水道が整備され、トイレの汚水や台所・ふろ場などの生活排水を下水処理場で処理できるようになった区域をいいます。

中標津市街地区では大部分が処理区域となっています。

計根別市街地区は平成11年度供用開始を行い、また、養老牛温泉地区は平成13年度から処理区域となっています。

**建設水道部
上下水道課下水道係**

水洗化工事（故障修理）をするときは

町が指定した業者に直接お申し込みください。

[指定業者・中標津町内分記載]

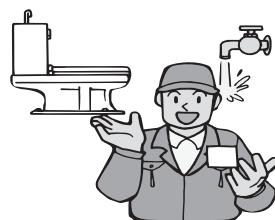
奥村工業株	☎72-3814
高和設備工業株	☎73-2711
(株)三和設備工業	☎72-1548
(有)細谷設備	☎78-2626
(株)ナカセツ	☎77-9442
(株)渡部設備	☎72-1211
他に町外指定業者5社	

(平成26年3月12日現在)

水洗便所改造資金の融資について

処理区域になってから3年以内に既存住宅のくみ取り式便所を水洗便所に改造する場合、工事費の一部を無利子で融資します。

（3年を過ぎると利子は個人負担。また、新築、営業用店舗、会社等及び生活排水のみの改造は対象となりません）融資額は、大便器一基につき50万円以内、二基まで対象。返済は50回元金均等払い。申し込みは改造工事を行う指定業者へ。



下水道を大切に！

下水道に下水以外のものを流すと、排水設備や下水本管が詰まって悪臭発生の原因になったり、終末処理場の機能を低下させたりすることになります。

◆台所では…野菜くずやご飯の残り、天ぷら油などの食用廃油などを流さないようにしましょう。

**建設水道部
上下水道課下水道係**

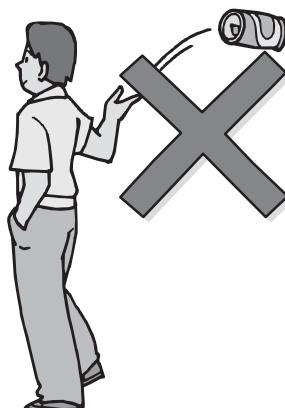
(3)都市計画

次に掲げることについてのお問い合わせは、都市住宅課街づくり推進係まで。

- ①都市計画区域内の建物の新築、改築にかかる用途地域、建ぺい率、容積率に關すること。
- ②都市計画に関する地図が必要なとき。(都市計画総括図、用途地域図、現況図)
- ③都市計画区域内で 3,000 m²を超える開発行為をしようとするとき。
- ④都市計画区域外で 10,000 m²を超える開発行為をしようとするとき。
- ⑤字名地番改正による住所の証明が必要なとき。
- ⑥屋外広告物の設置に関する問い合わせ。

国土法による土地取引

都市計画区域の土地で 5,000 m²以上の一団の土地または都市計画区域以外の土地で 10,000 m²以上の一団の土地について売買、交換、代物弁済、共有持ち分の譲渡等による土地を取得した場合は、契約日から 2 週間以内に届け出をして下さい。



中標津町景観条例

平成 9 年 1 月 1 日より中標津町景観条例が施行されました。

この条例は中標津町全域に適用されますが、特に重要と認められる区域として「開陽台周辺地区」を景観形成重点区域として指定しています。

景観形成重点区域では、建物の新築や一定規模以上の開発行為、屋外広告物の設置等について届け出が必要となります。

また、景観形成重点区域外でも景観形成に大きな影響を及ぼすと思われる行為については、報告や資料の提出を求め、必要な助言、指導をする場合がありますので、相談をしてください。

**建設水道部都市住宅課
街づくり推進係**

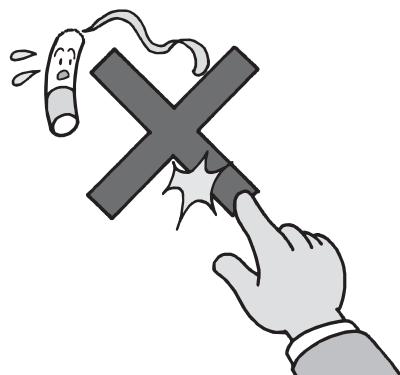
中標津町きれいな街にする条例

平成 14 年 1 月 21 日に中標津町きれいな街にする条例が施行されました。

この条例は、空き缶やタバコの吸殻などのごみのポイ捨て禁止や、犬のふん処理袋の持参、持ち帰りなどが定められており、住民、事業者、土地所有者、町が一丸となって、清潔で住みよい街づくりを行うことを目的としています。

条例の基本理念に基づき、住民一人ひとりが、町に愛着を持ち、きれいな街づくりに取り組む条例です。

**町民生活部生活課
環境衛生係**



(4)道 路

道路・河川・側溝などの ご相談

- ①自宅の周りの道路、河川、側溝の整備や修繕をはじめ、工事等でお困りのとき。
- ②自費で歩道の切下げや取付道路の設置をしたいとき。
- ③工事用の足場などを道路に出て設置するときや水道管などを埋めたりして、道路を使用（占用）したいとき。

建設水道部建設管理課
管 理 係 ・ 維 持 係

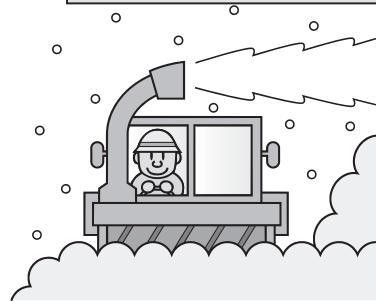
冬の除雪

冬の除雪作業に支障となる障害物（車、ごみ箱等）を道路上に置かないでください。

【除雪に関する5つのお願い】

- ①路上駐車はやめましょう
- ②道路への雪出しがやめましょう
- ③玄関先から道路へ出る間口の除雪にご協力ください
- ④深夜の除雪作業にご理解を
- ⑤歩車道上に物を置かないでください

建設水道部建設管理課
維 持 係



冬（特に吹雪時）の注意事項

○FF式ストーブ・ボイラー

屋外の吸排気管が雪で塞がると不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒などの重大な事故の恐れがあります。

吸排気管が雪で埋まらないよう、周囲50cmの除雪をし、普段から点検をしましょう。

(5)清 掃

ごみ出しは適切に行い、住みよくきれいな町にしましょう。

- ①ごみの入った袋は、カラス等にいたずらされないよう、ごみ箱に入れるかネット等でおおって、収集日の朝に出しましょう。（朝8時30分より収集を開始します）
- ②「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」を出す場合は、町指定のごみ袋を使用してください。「粗大ごみ」を出す場合は、粗大ごみ処理証紙を貼ってください。
- ③資源ごみは7種分別です。（缶類、びん類、発泡トレー、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック）それぞれ別の透明又は半透明の袋に入れて出してください。
詳しくは、「ごみの分け方・出し方」等をご覧ください。
- ④各町内会の資源一時保管庫を積極的に利用しましょう。（新聞、雑誌類、段ボール）
- ⑤日曜、祝日（ただし昭和の日及び天皇誕生日は除く）、振替休日、8月16日（お盆）、吹雪・台風等の悪天候の場合と、年末年始（12月31日～1月3日）はごみの収集は休ませていただきます。
- ⑥大掃除、引っ越しなどで出た多量のごみは、各自で中標津町一般廃棄物最終処分場まで持ち込んでください。
- ⑦ごみの収集日は、各地区によって異なります。また、収集コースについても路線が決められていますので、「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

町民生活部生活課
環 境 衛 生 係

- 車で走行中に雪で動けなくなったら
 - ・マフラー付近が雪で埋まる、一酸化炭素中毒の危険があります。定期的に除雪をするか、外に出られない状況の場合は、エンジンを切ってください。
 - ・視界がない状況で外を歩くのは危険ですので、車内で防寒をしながら救助を待ちましょう。

【収集ごみ区分表】 平成19年4月適用

区分	内容
燃やせるごみ	<p>生ごみ：残飯、野菜くず、果物の皮、コーヒーがら、廃食用油、卵の殻など</p> <p>紙類：紙くず、紙おむつなど</p> <p>布類：布類、繊維くず、タオル、カーテン、糸くずなど</p> <p>草・木類：小枝、竹製品、草、花、落ち葉、食器（木製）など</p> <p>皮製・ゴム製品：長靴、靴、ベルト、かばん、バッグ、ゴムボールなど</p> <p>注1：ゴムホースや紐でも、50cmを超える長いものは燃やせないごみです。</p> <p>注2：ベルトのバックルなどの金属は、取り外して燃やせないごみです。</p> <p>容器包装以外のプラスチック製品：カセットテープ、タッパーなど</p> <p>その他：ペットのふん、砂など</p>
燃やせないごみ	<p>陶器・ガラス製品：茶碗、コップ、植木鉢、花瓶など</p> <p>金属類：なべ、やかん、包丁、スプーンなど</p> <p>小型家電製品類：ドライヤー、ゲーム機、電気ポット、電気シェーバー、ラジオなど</p> <p>その他：傘、ハンガーなど（「木と金属」「布と金属」など燃やせるものと燃やせないものが合わさっているもの）</p>
粗大ごみ	テーブル、ソファー、タンス、自転車、じゅうたん、ベッド、マットレス、食器棚など（家庭から出る耐久消費財等で、町指定のごみ袋に入りきらないごみ）
資源ごみ	缶類、びん類、発泡トレー、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック
危険・有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光管、スプレー缶、カセットボンベ、ライター
収集しないごみ	<p>大型ごみ：農機具、自動車、自動二輪車など</p> <p>爆発物：プロパンガスボンベ、消火器、ガソリン、灯油、廃油、ペンキ、シンナー</p> <p>危険物：薬品、農薬、バッテリーなど</p> <p>その他：廃タイヤ、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、産業廃棄物（農業系、感染性医療廃棄物、建物解体ごみ）など</p>

中標津町指定ごみ袋
燃やせるごみ（10枚入り）
一般家庭用～赤色
10ℓ 400円・20ℓ 700円・40ℓ 1,300円
事業所・商店用～黄色
20ℓ 1,400円・40ℓ 2,700円
燃やせないごみ（5枚入り）
一般家庭用～青色
10ℓ 200円・20ℓ 350円・40ℓ 650円
事業所・商店用～緑色
20ℓ 700円・40ℓ 1,350円
粗大ごみ処理証紙（1枚） 160円

※平成23年7月1日料金改定により、料金改定前の古い指定袋や粗大ごみ処理証紙を使用してごみを排出する場合は、別途差額用証紙が必要です。（指定ごみ袋等売りさばき店にて購入できます）

(6)リサイクル

ごみの減量化・資源ごみのリサイクルの促進を図るため、「中標津町ごみ減量リサイクル促進事業」により町内会への資源集団回収活動費の補助、資源一時保管庫の貸付、回収した資源の売却益の町内会への還元等を行っています。

各町内会のリサイクル活動に対して積極的にご協力願います。

ごみ減量町民アクションプラン
あなたにもできる「ごみ減量作戦」

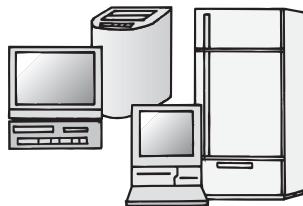
- 生ごみを減量しましょう
 - 生ごみは水分を充分にきりましょう
 - 資源ごみの分別を徹底しましょう
 - 使い捨て商品の使用を控えましょう
 - 過剰包装は断りましょう
 - マイバッグ運動を推進しましょう
 - 物を最後まで大切に使いましょう
- ホームページ
http://www.nakashibetsu.jp/action_plan/

町民生活部生活課
環境衛生係

[エアコン][テレビ][冷蔵庫・冷凍庫][洗濯機・衣類乾燥機]の4品目は決められたルートにより適正に処理しなければなりません

家電リサイクル法は、一般家庭などで使用された後、不要となった家電製品の有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量・資源の有効利用を推進するための法律です。

[エアコン][テレビ][冷蔵庫・冷凍庫][洗濯機・衣類乾燥機]の4品目については、決められたルートにより収集・再商品化されることになり、ごみとして中標津町一般廃棄物最終処分場へ出すことはできません。



不要家電の引き取り依頼と費用

●販売店に相談してください。

家電製品を購入した販売店か、買い替え先の販売店などにご相談ください。

●収集・運搬料金と再商品化料金がかかります。

消費者は、販売店が引き取る費用（収集・運搬料金）と、メーカーが再商品化するための費用《再商品化料金（リサイクル料金）》を負担することになります。

収集・運搬料金については、各販売店がそれぞれ金額を定めています。

大手家電メーカーが公表した再商品化料金は次のとおりです。

ただし、メーカーによっては異なる場合もありますので、詳細については、メーカーにお問い合わせください。

対象品目	金額
エアコン	1,500円（税抜）
テレビ（プラウン管、液晶、プラズマ）	2,835円（税抜）
冷蔵庫・冷凍庫	4,600円（税抜）
洗濯機・衣類乾燥機	2,400円（税抜）

なお、消費者が不要家電を直接指定取引場所まで持ち込む場合は、収集運搬料金はかかりません。

この場合、消費者は事前に郵便局で再商品化料金を振り込み、その際に受領するリサイクル券を不要家電に貼付して、指定引取場所へ持ち込むことになります。

●指定引取場所は・・・

不要家電の指定引取場所は、次のようになっています。

日 標 運 輸 株
緑町南3丁目5 ☎73-4060
グリーネックス中標津支店
東39条北6丁目 ☎77-5000

「不法投棄は罰せられます」

ごみを適正に処理せず、山林や空き地などに投棄することは法律で禁じられています。ごみを安易な気持ちで捨てただけで、重い犯罪となります。

自然や景観を守り、一人ひとりが責任を持ち、不法投棄を防止しましょう。

【罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する（法人については3億円以下の罰金）】

「ごみの焼却について」

処理基準を満たさない野外での、ごみの焼却は禁止されており、厳しい罰則が適用されています。ごみの焼却は煙・すす・悪臭により周囲の方に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

【罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する（法人については、3億円以下の罰金）】

町民生活部生活課
環境衛生係

(7) し 尿

し尿のくみ取りのお申し込みは、(有)北方産業（☎72-3186）まで連絡してください。日曜、祝日、振替休日、吹雪台風等の悪天候の場合はくみ取りしません。また、申し込みの混雑状況や天候などにより、くみ取りが遅れる場合もありますので、お早めにお申し込みください。

し尿等くみ取り料金は、し尿証紙（町内各商店にて販売）でお支払いください。

し尿のくみ取り作業にご協力を！

- ①道路やくみ取り口付近に物を置かないで下さい。
- ②便槽内に布切れ、ビニール、木材等の異物を投入しないでください。



淨化槽

浄化槽の設置又は廃止等を行う場合は、事前に設置届又は廃止届等が必要になりますので設置業者等へご相談ください。また、浄化槽を設置している方は、浄化槽の保守点検と清掃は毎年決められた回数（家庭用の小型合併処理浄化槽では4ヵ月に1回）、水質検査は毎年1回行わなければなりません。

浄化槽汚泥のくみ取り申し込みについても、し尿くみ取りと同様となっています。

町民生活部生活課
環境衛生係

(8) 公 害

事業所の施設の工事等を行う際には北海道公害防止条例・大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・水質汚濁防止法（当町は、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域に指定されています）に基づく事前の届け出が必要になる場合がありますので注意してください。

詳細については、役場生活課環境衛生係または根室振興局環境生活課地域環境係（☎0153-23-6820）までお問い合わせください。

(9) ペット

○犬

新たに生後90日以上の犬を取得したときは、30日以内に登録をしてください。

※飼い犬の登録は犬の生涯に1回です。

- ・登録手数料 3,000円
- ※狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。
- ・注射料金 3,110円
(済票交付手数料含む)

次の場合、犬の飼い主は役場窓口に届出をしてください。

1. 飼い犬が死亡したとき
2. 飼い犬の所在地が変わったとき
3. 飼い主の所在地が変わったとき
4. 飼い主が変わったとき



経済部農林課
自然環境係

町民生活部生活課
環境衛生係

【犬を飼う場合の注意事項】

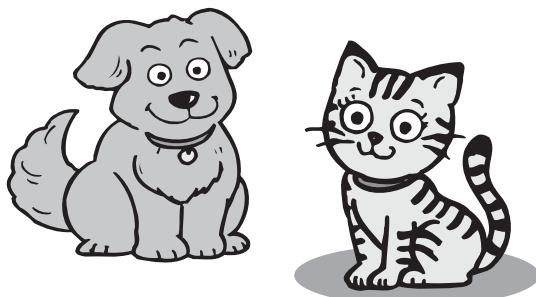
1. 犬を飼育する場合は2m以内の鎖等でつなぐか、オリ飼いしなければなりません。犬が交通事故にあう危険があるばかりでなく、通行人や子供・高齢者に危害を加えることもあり危険ですから、放し飼いは絶対にしないでください（放し飼いは掃討の対象となります）。
2. 犬を飼育している場所は、糞や尿で汚れがちとなりますので清潔に保ち、悪臭やハエ等が発生しないようにしてください。
3. 犬を散歩させたときの汚物は、他の人の迷惑となりますのでビニール袋等を用意し持ち帰って処理するようにしてください。
4. 発情期にオス犬の性質があらくなつて困ったり、欲しくない子犬が産まれて困るとお考えの方は、オス犬については去勢、メス犬については避妊手術をお勧めします。詳細については町内の各動物病院までお問い合わせください。

○その他のペット

- 猫を飼育する方は次の事項に注意してください。
1. 猫についても、外での放し飼いは糞尿などで近所迷惑になりますので、室内で飼育するようにしてください。
 2. 野良猫にエサ等をあげないでください。野良猫が増える原因にもなっています。飼育される場合は飼い主として責任をもって飼育しましょう。
 3. その他のペットを飼育する場合でも、近所迷惑となるような飼い方はやめましょう。

**経済部農林課
自然環境係**

**町民生活部生活課
環境衛生係**

**(10)墓 地**

中標津墓地、中標津第2墓地、計根別墓地、その他郡部墓地を使用する場合は下記のようなことに注意してください。

①墓地使用許可申請は、中標津墓地・中標津第2墓地については役場生活課環境衛生係、計根別墓地については計根別支所、その他郡部墓地についてはその地区にお申し出ください。

※墓地の管理上必要があると認めたとき、使用に条件を付し、または制限を設ける場合があります。

②墓地使用料は、中標津墓地・中標津第2墓地・計根別墓地については有料となっています。その他郡部墓地については無償となっています。

- ・中標津墓地 30,000円
- ・中標津第2墓地 63,000円 (9.72 m²)
- 〃 126,000円 (19.44 m²)
- ・計根別墓地 10,000円

※既に納められた使用料は還付しません。

次の場合には役場窓口に届け出をしてください。

- ①使用者の本籍、住所、氏名が変わったとき
- ②墓地使用許可証の再交付を受けたいとき
- ③同一墓地内で他の人と交換または使用場所を変更するとき
- ④墓地が不要となり返還したいとき
- ⑤相続人に承継または親族に譲渡するとき
- ⑥墓碑、碑石等の工事を着手及び完成したとき

次の場合には使用許可が取り消されることがありますので注意してください。

- ①使用者が死亡した日から換算して、3年を経過しても承継するものがいないとき
- ②使用者である法人が解散したとき
- ③3年間使用料を納めないととき
- ④転貸したとき
- ⑤許可を受けた日から使用をなさず3年を経過したとき
- ⑥許可を受けた目的以外に使用したとき

上記のほか墓碑等の設置基準、届け出等町条例及び施行規則に従い、または墓地内のマナーを守って適切に使用してください。

※詳細については役場生活課環境衛生係にお問い合わせください。

**町民生活部生活課
環境衛生係**